

令和7年度大和高田市任期付職員採用試験案内

令和8年2月24日
大和高田市

令和8年5月1日採用予定の一般任期付職員の試験を次のとおり行います。
この試験案内をよく読み、試験について理解した上で応募してください。

申込方法・受付期間

方法：郵送（簡易書留）のみ ※インターネット及び持参による受付はありません。
期間：令和8年2月24日（火）～令和8年3月10日（火）【必着】
※提出期間後の受付は致しません。お早めに手続きをお願いします。

1 職種・採用予定人数・受験資格

職種（区分）	採用予定人数	受験資格	主な職務内容
① 保育士・幼稚園教諭（大学）	5人	保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人で、学校教育法による大学（短期大学並びに当該資格及び免許の取得によらない大学を除く。）を卒業し、保育士又は幼稚園教諭として6年以上の職務経験を有する人	市立こども園、保育所における保育の専門業務
② 保育士・幼稚園教諭（短期大学）		保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人で、学校教育法による短期大学（当該資格及び免許の取得によらない短期大学を除く。）を卒業し、保育士又は幼稚園教諭として9年以上の職務経験を有する人	

※試験の結果、適任者がいない場合は採用を見合わせる場合があります。

※任用期間中は、地方公務員法が適用されますので、現在の業務を停止し、公務に専念することになります。
（受験資格等に関する注意事項）

- ※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人で、高度専門士の称号を取得した人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人で、専門士の称号を取得した人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※3 「職務経験」とは民間企業等又は公務員等において正社員（正職員）として、同一事業所に1週あたり38時間45分以上かつ12月以上継続勤務していた期間のことをいいます。

- ① 勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。
- ② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。

○次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者
- (5) その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する者
- (6) 特定性犯罪の前科がある者（詳細は8 その他を確認ください。）

2 任用期間、勤務時間

任用期間は3年とします。

（ただし、勤務成績を考慮して、最大2年の範囲で任期を更新する場合があります。）

※基本的な勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、週休日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

3 試験内容、試験日、試験会場等（合格発表 令和8年4月2日（木）予定）

区分	試験内容	試験日・試験会場	提出書類
第1次試験	個別面接	【日時】 令和8年3月23日(月)	・受験票 ・誓約書 ・保育士資格及び幼稚園教諭免許の証明書 ・受験資格対象となる学校の卒業証明書
第2次試験	実技試験	【試験会場】 面接：大和高田市役所 実技：高田こども園	

（注）合格発表については、可否にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。

第1次試験及び第2次試験を同日に行います。両方の試験の合格基準に達した者を合格者としてします。

実技・書類作成 ・保育実技

4 受験手続

(1) 提出書類

試験案内、 申込書の入手	大和高田市役所のホームページからのダウンロードのみの対応となります。
提出書類	① 試験申込書 ② 学歴及び職歴 <追加用> ※追加する場合のみ ③ 自己PRシート（受験者自身が自筆したもの） ④ 職務経歴書 ⑤ 受験票 ⑥ 受験票返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を明記した長3号、折り曲げ可）
受付期間	令和8年2月24日（火）～令和8年3月10日（火）（必着）
送付先	封筒の表側に「大和高田市任期付職員採用試験申込書在中」と朱書きし、〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 人事課 宛てに <u>簡易書留</u> で郵送してください。

<注意事項>

※提出書類は、合否にかかわらず返却いたしません。

※①～⑤はA4サイズ1枚で印刷したものを提出してください。

※①試験申込書及び⑤受験票には申込前6ヶ月以内に撮影した同一の写真を貼り、写真の裏面に氏名を記入してください。

※③自己PRシートは受験者本人が黒又は青のボールペンで自筆したものを提出してください。

※⑥受験票返信用封筒の宛名には、受験者の郵便番号、住所、氏名(様付け)を記入してください。

※申込受付期間末日時点で書類が到着していない場合、期日までに提出書類の修正が完了しない場合は、受験申込の受付は行わず失格としますので、締切日には十分注意してください。

(2) 受験票

受験票は受付完了後に試験案内と共に提出された返信用封筒に入れて送付します。

令和8年3月19日(木)になっても届かない場合は、午後2時までに人事課まで連絡してください。

5 試験結果の開示

試験の結果(順位・得点)について、試験合格発表の日から起算して2週間まで、口頭により開示を請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証等)及び受験票を持参の上、平日の午前9時から午後5時までの間に人事課へお越しください。電話等による請求はできません。(請求者は不合格者に限る。)

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、令和8年5月1日に採用の予定です。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、登載日から1年間です。
- (3) 受験資格に必要な職歴や資格・免許等の証明ができなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。

7 給与

給料月額は、一般職の給与等に関する条例に基づき支給し、経験年数により加算されます。

参考(令和7年4月1日現在の給料月額を基準とし、条例等の改正があれば変更となる場合があります。)

大学卒経験年数6年：給料月額262,800円

短期大学卒経験年数9年：給料月額265,000円

他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。

また、同目的により職責に応じて給料月額の減額を行う場合があります。

8 その他

- ・申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、再度提出を依頼することがありますが、このために生じた申込みの遅延等には責任を負いません。受験手続には、十分注意してください。
- ・受験資格がない場合、提出書類に不正があった場合又は試験を受験者本人以外が受けていた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。

- ・当該試験のために提出された書類は返却しません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施及び採用後の人事管理のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理します。
- ・合格基準に満たない場合は、募集人数以下であっても不合格となります。
- ・職種にかかわらず、採用後は他の業務に従事する場合があります。
- ・受験中に住所や連絡先等が変更になった場合は、必ず大和高田市人事課に連絡ください。
- ・自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。
- ・保育業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・予め、採用選考過程において、誓約書により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。（試験の際に誓約書を提出いただく予定です）
- ・申告事項が事実と異なり、資格や犯罪歴などの経歴詐称があると認められた場合は、内定を取消す可能性があります。

なお犯罪事実確認では、「特定性犯罪※」と呼ばれる罪を犯し、

- （1）拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
- （2）拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
- （3）罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものが確認の対象となります。

※特定性犯罪の例（成人に対する性犯罪を含みます）不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行 など

【参考】こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

9 問い合わせ先

受験手続、給与その他試験全般に関して	人事課	0745-22-1101 代表	内線 5173
受験資格及び主な職務内容に関して	保育幼稚園課	0745-22-1101 代表	内線 2580